

## 農業分野における特定技能による受入れの概要

受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・36,500人
人材の基準	<p>[技能試験] ※技能実習2号修了者は免除 農業技能測定試験</p> <p>①耕種農業全般 ②畜産農業全般</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体は(一社)全国農業会議所</li> <li>・2019年秋から随時実施中</li> <li>・実施国・開催時期等については(一社)全国農業会議所のHPにて公表。 <a href="http://asat-nca.jp/">http://asat-nca.jp/</a></li> </ul> </div> <p>[日本語能力試験] ※技能実習2号修了者は免除</p> <p>①日本語能力試験(N4以上)、②国際交流基金日本語基礎テスト</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体は①(公財)日本語国際教育支援協会、②(独)国際交流基金</li> <li>・実施国・開催時期等についてはそれぞれのHPにて公表。 <a href="http://info.jees-jlpt.jp/">http://info.jees-jlpt.jp/</a> (日本語能力試験), <a href="https://www.jpf.go.jp/jft-basic/">https://www.jpf.go.jp/jft-basic/</a> (日本語基礎テスト)</li> </ul> </div>
受入れの停止・再開	<p>農林水産大臣は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う</li> <li>・受入れ見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入れ停止を求める</li> <li>・受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める</li> </ul>
業務	<p>①耕種農業全般 (栽培管理、集出荷・選別等 ※栽培管理の業務が含まれている必要)</p> <p>②畜産農業全般 (飼養管理、集出荷・選別等 ※飼養管理の業務が含まれている必要)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>日本人が通常従事している関連業務 (農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等) に付随的に従事することも可能</p> </div>
受入れ機関等の条件	<p>①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行うこと</p> <p>②過去5年以内に労働者(技能実習生を含む)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があること 等</p>
雇用形態	<p>①直接雇用</p> <p>②労働者派遣 (派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)</p>



# 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定活動」 ➤ 就労目的	「特定技能1号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則帰国不可) ※4年目の実習(技能実習3号)を開始する際に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長3年 (在留期間中の帰国可)	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物等を使用した製造・加工・運搬・陳列・販売の作業も可能(ただし、農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工・運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「農業支援活動を適切に行うために必要な知識・技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「農業支援活動を行うために必要な日本語能力」 ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)

※特区事業は、6月11日に開催された国家戦略特区諮問会議にて特定技能制度へ段階的に移行することが決定。



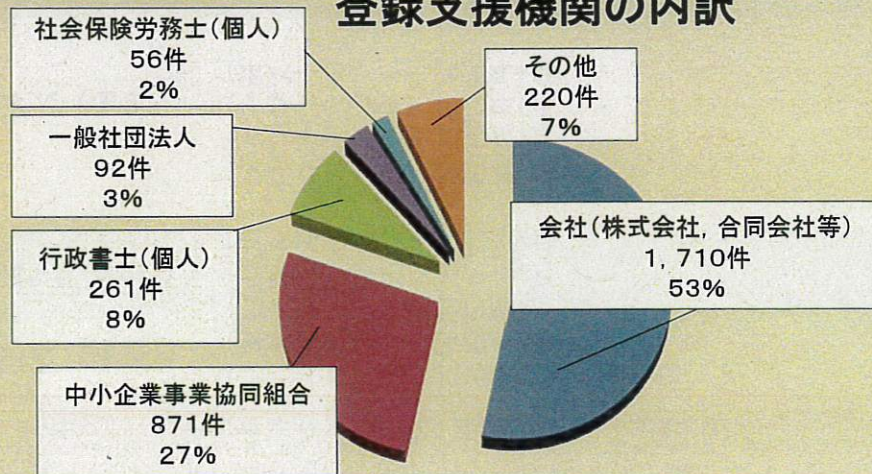
# 特定技能制度運用状況①



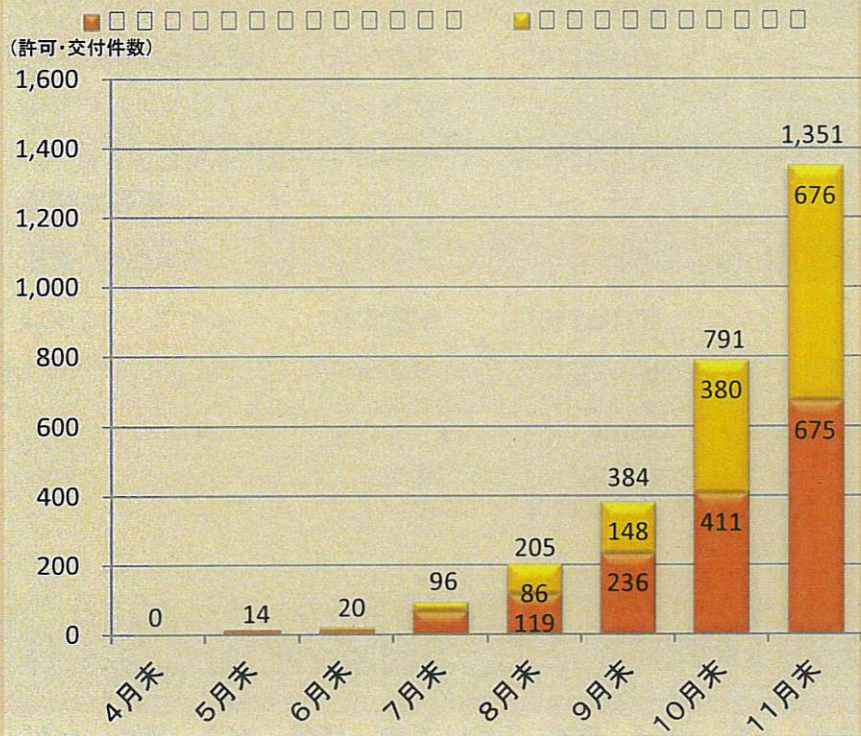
## 特定技能外国人の許可状況等について(令和元年11月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	675件
② 在留資格変更許可	許可	676件
③ 登録支援機関登録	登録	3,210件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	832件 (未交付含む)

### 登録支援機関の内訳

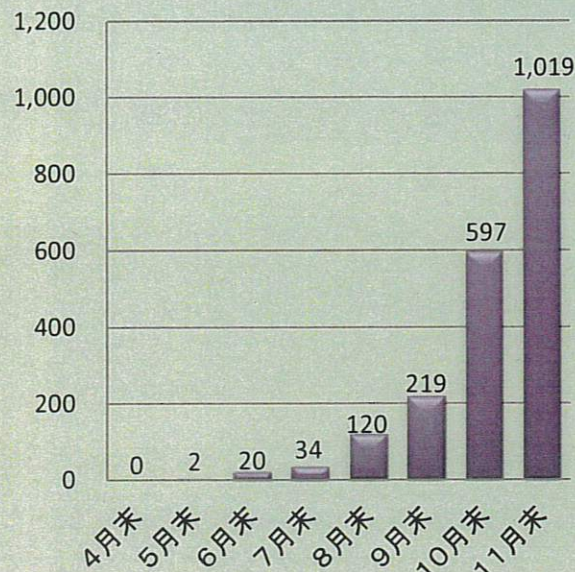


### 許可件数等の内訳



## 特定技能在留外国人数(令和元年11月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1,019人



分野	人数
介護	19人
ビルクリーニング	12人
素形材産業	143人
産業機械製造業	151人
電気・電子情報関連産業	31人
建設	59人
造船・船用工業	32人
自動車整備	8人
航空	0人
宿泊	13人
農業	169人
漁業	8人
飲食料品製造業	303人
外食業	71人



# 特定技能制度運用状況②



## 特定技能試験等の実施状況について(令和元年11月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

		実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)	
介護	(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月	(技能試験) 1,440人(注2)	(技能試験) 607人(注2)	(フィリピン)	2019年12月, 2020年1月
	(カンボジア)	2019年9月, 10月, 11月			(カンボジア)	2019年12月, 2020年1月
	(インドネシア)	2019年10月, 11月	(日本語試験) 1,459人(注2)	(日本語試験) 631人(注2)	(インドネシア)	2019年12月, 2020年1月
	(ネパール)	2019年10月, 11月			(ネパール)	2019年12月, 2020年1月
	(モンゴル)	2019年11月			(モンゴル)	2019年12月
	(日本国内)	2019年10月, 11月			(日本国内)	2019年12月
ビルクリーニング	(日本国内)	2019年11月	(注2)	(注2)	(ミャンマー)	2019年12月
造船・船用工業	(フィリピン)	2019年11月	(注2)	(注2)	(日本国内)	2019年12月
自動車整備	—	—	—	—	(フィリピン)	2019年12月, 2020年1月
航空	(空港グランドハンドリング)	(フィリピン) 2019年11月 (日本国内) 2019年11月	(注2)	(注2)	—	—
	(航空機整備)	(モンゴル) 2019年10月	34人	8人	—	—
宿泊	(ミャンマー) 2019年10月 (日本国内) 2019年4月, 10月	1,280人	728人	(日本国内)	2020年1月	
農業	(耕種農業)	(フィリピン) 2019年10月, 11月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年12月, 2020年1月
	(畜産農業)	(フィリピン) 2019年10月, 11月	(注2)	(注2)	(フィリピン)	2019年12月, 2020年1月
飲食料品製造業	(日本国内) 2019年10月 (フィリピン) 2019年11月	626人(注2)	433人(注2)	(フィリピン)	2019年12月	
外食業	(フィリピン)	2019年11月	2,194人(注2)	1,546人(注2)	(日本国内)	2020年2月
	(日本国内)	2019年4月, 6月, 9月, 11月			(フィリピン)	2019年12月
国際交流基金 日本語基礎テスト	(フィリピン)	2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月, 10月, 11月	649人(注2)	267人(注2)	(カンボジア)	2020年1月
	(カンボジア)	2019年10月			(カンボジア)	2020年1月
	(インドネシア)	2019年10月, 11月			(インドネシア)	2020年1月
	(ネパール)	2019年10月, 11月			(ネパール)	2020年1月
	(モンゴル)	2019年11月			(日本国内)	2020年2月
技能試験受験者数・合格者		5,574人	3,322人			

(注1) 12月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 10月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験), ビルクリーニング, 造船・船用工業, 航空(空港グランドハンドリング), 農業, 飲食料品製造業, 外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は, 未発表のため各者数の累計値に含んでいない。

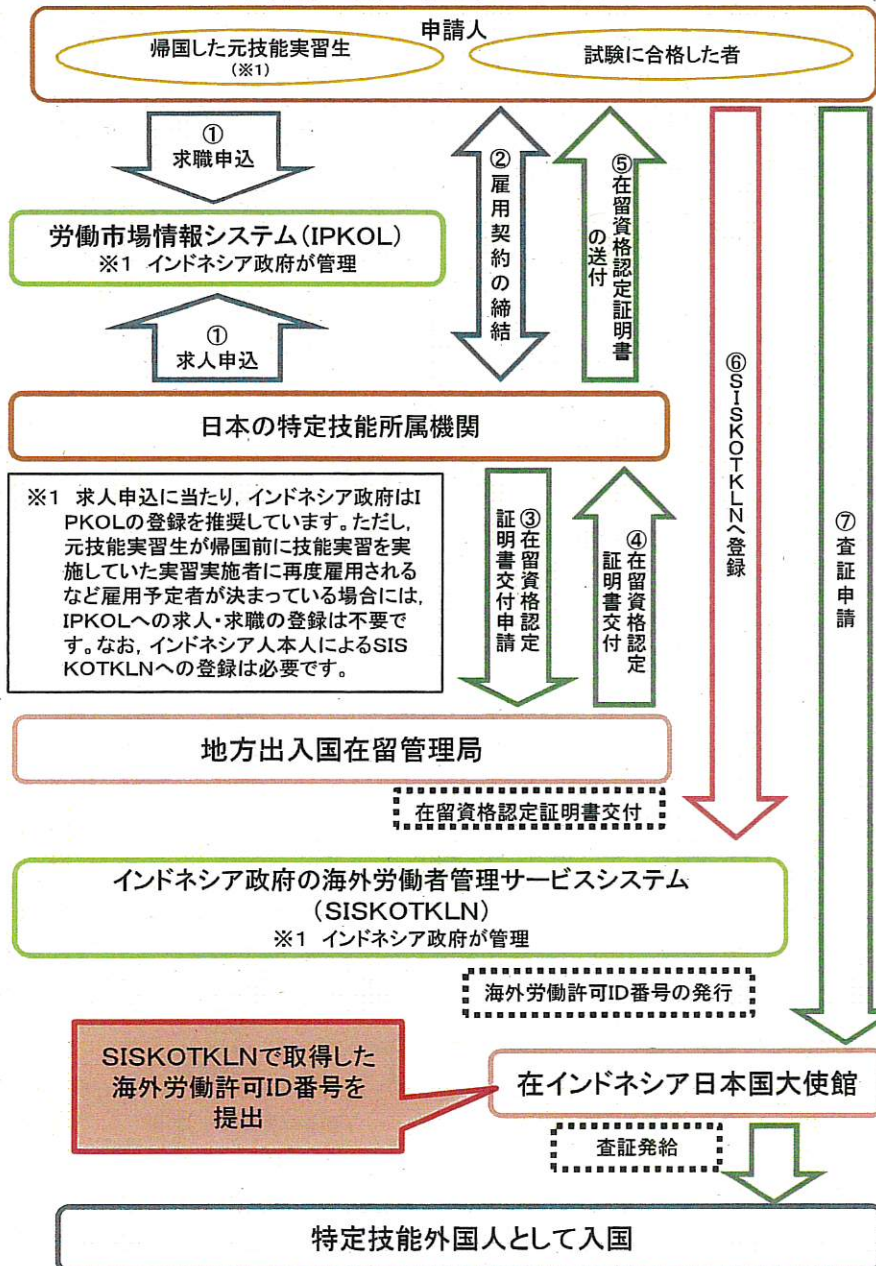


# インドネシア特定技能外国人に係る手続の流れについて

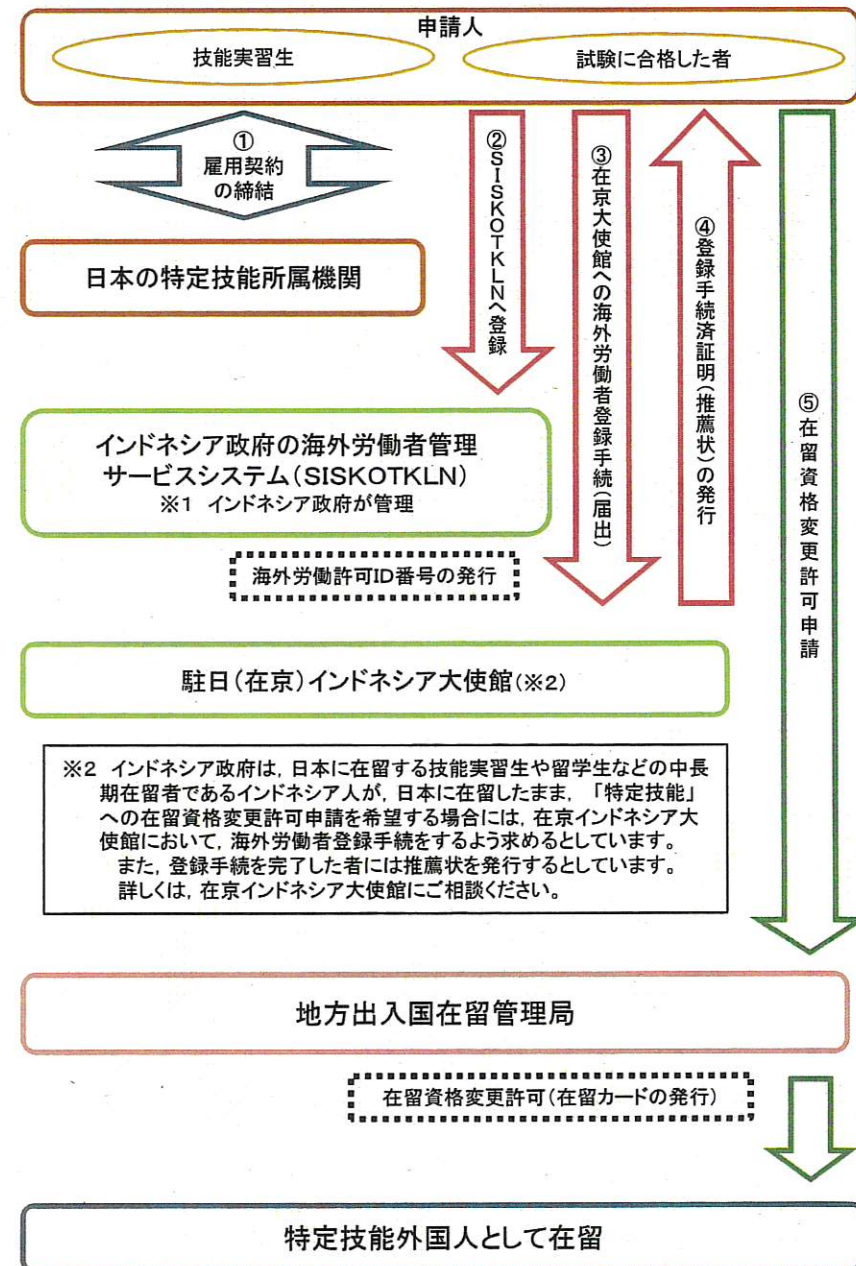


出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ○海外から来日するインドネシア人



## ○日本国内に在留しているインドネシア人

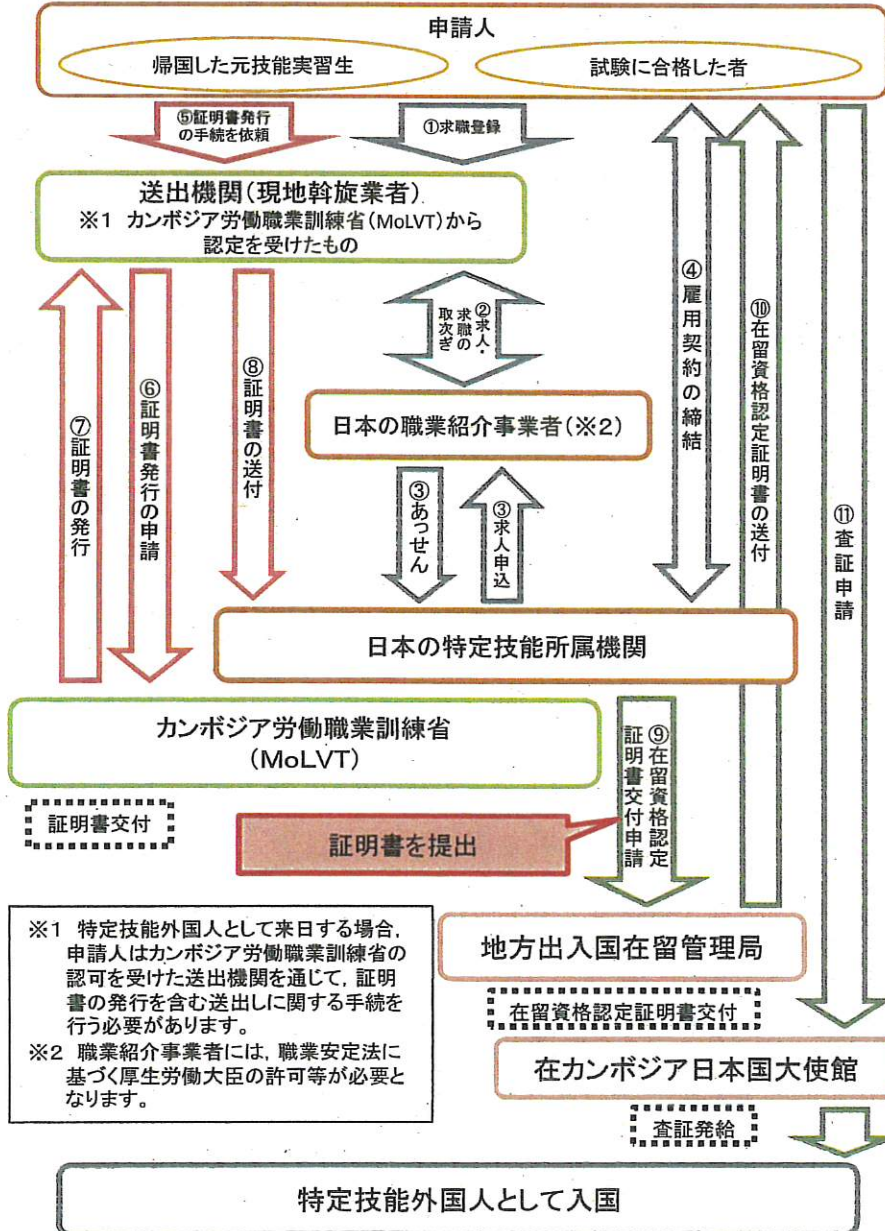




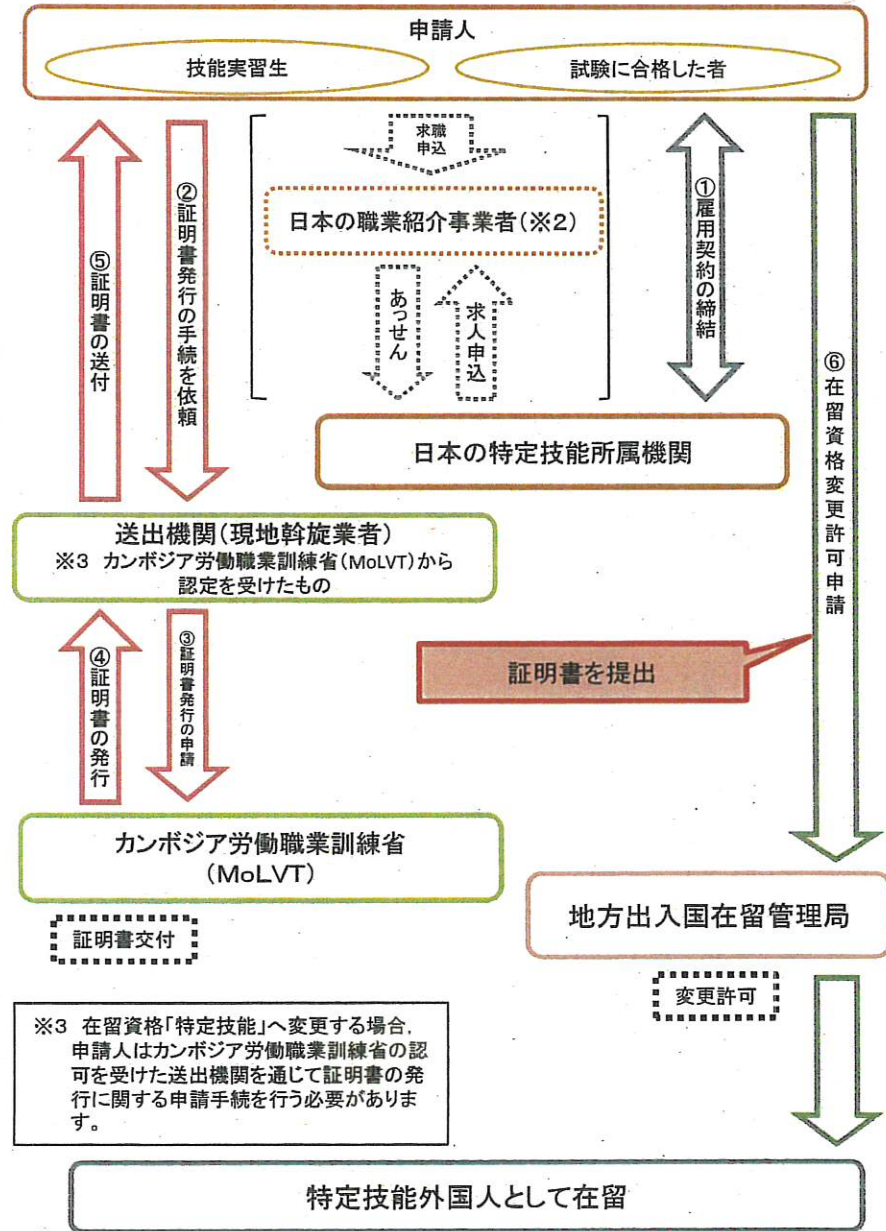
# カンボジア特定技能外国人に係る手続の流れについて



## ○海外から来日するカンボジア人



## ○日本国内に在留しているカンボジア人





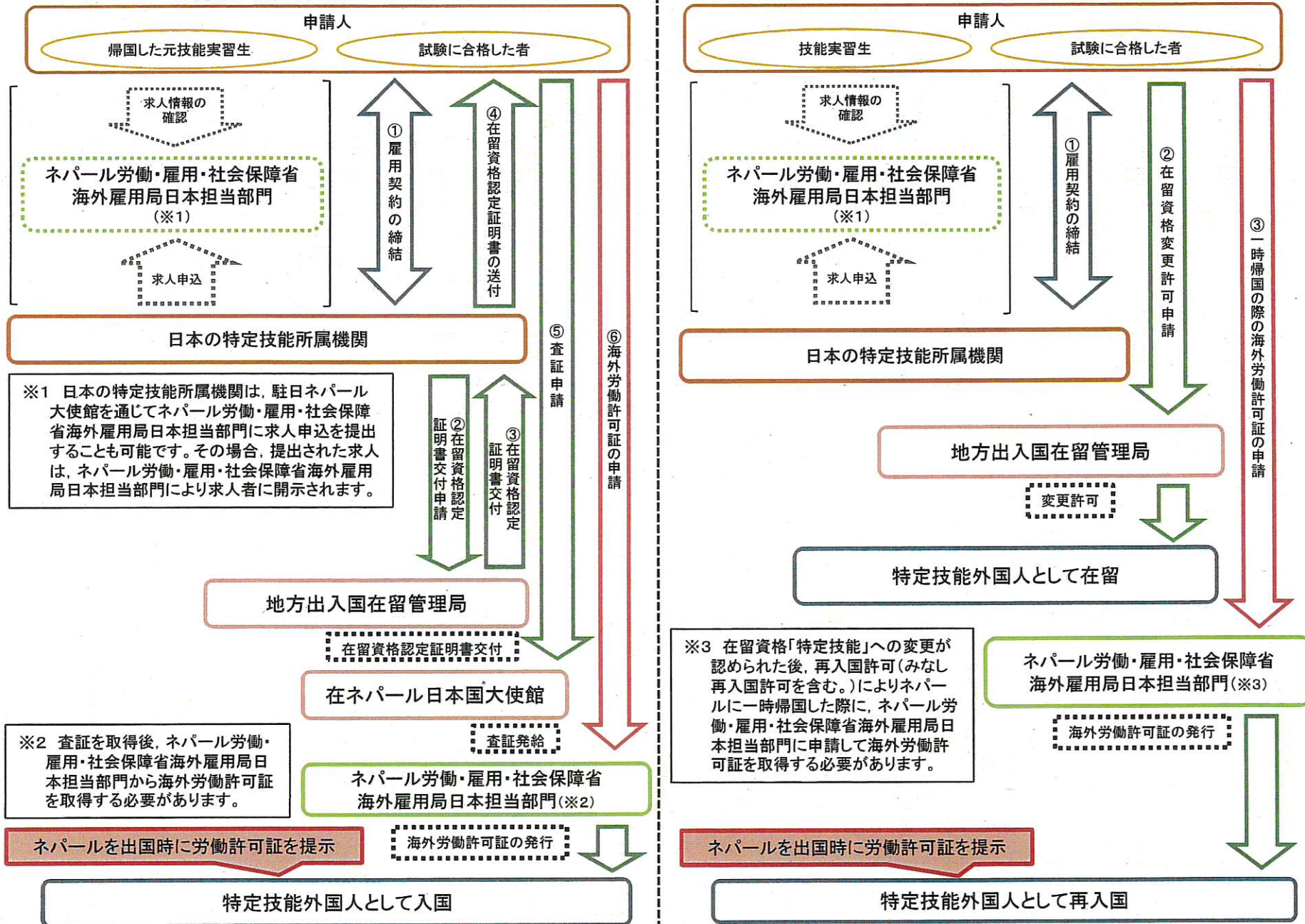
# ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて



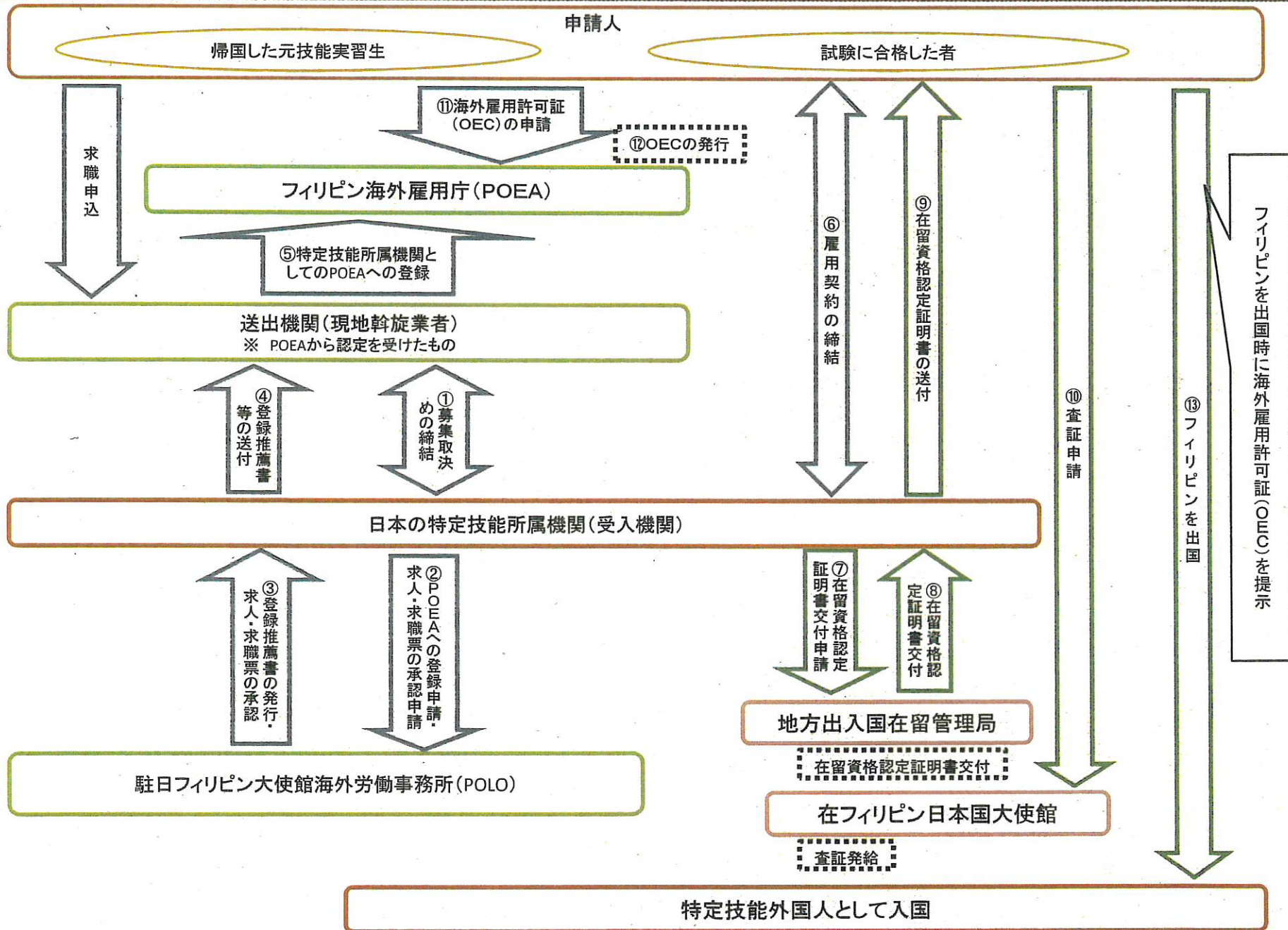
出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## ○海外から来日するネパール人

## ○日本国内に在留しているネパール人







※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑤)は不要とのことです(ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、求人・求職票の承認手続は必要とのことです。)